

## 日曜営業の給油所

中之島・今町地区の給油所では、交替で日曜営業を実施しています。

1月から2月上旬の日曜日に営業する給油所はつぎのとおりですのでご利用ください。

| 月/日 | 給油所名         | 住所    | 電話番号             |
|-----|--------------|-------|------------------|
| 1/9 | 南浅野藤吉商店中之島SS | 中之島第6 | (6)4327          |
| 16  | 中之島村農協中央SS   | 中之島第7 | (6)5395          |
| 23  | 高森石油刈谷田SS    | 赤沼    | 02569<br>(8)4721 |
| 30  | 小飯塚石油中之島SS   | 中之島第1 | (6)3055          |
| 2/6 | 長岡高助中之島SS    | 灰島新田  | (6)3245          |

※年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等の従来から特例を認められていた期間中の日曜日は除外されています。

## 麻疹の予防接種を実施します

■対象者 昭和55年1月1日～昭和56年6月30日までに生まれた幼児及び6才未満で麻疹にかかったことのない幼児。

| ■日程 | 月日   | 1月20日(休)       | 1月28日(金)  |
|-----|------|----------------|-----------|
|     | 対象地区 | 中野中条信条三沼       | 中之島上通中通西所 |
|     | 受付時間 | 午後1時30分～2時(厳守) |           |
|     | 会場   | 中之島村公民館        |           |

■その他  
 1)麻疹にかかった人や前に予防接種を受けた人は受けなくてよいが、かかったかどうか不明の人は受けること。  
 2)接種の前に“保健指導”を実施しますので、子どもの状態や話のわかる人が連れて来てください。  
 3)問診票は正確に記入を！特に体温は起床時・接種前に必ず測定のこと。また、母子手帳も忘れずに持参すること。

●くわしくは保健衛生課にお問い合わせください。

※どちらか都合のよい日に受けてもよろしいです。

## 広報

# なかのしま

昭和57年

12月 No.112

12月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課  
〒954-01 ☎02586(6)2002



## 練習の成果披露

—12月15日 中野保育所のおゆうぎ会—

### 人口のうごき

11月30日現在  
( )内は前月比

|     |               |
|-----|---------------|
| 人口  | 11,363人 (+18) |
| 男   | 5,581人 (+5)   |
| 女   | 5,782人 (+13)  |
| 世帯数 | 2,269戸 (+4)   |



前月号「総合体育祭結果から」で、剣道の個人戦(新人・幼・一・二年)の部二位・浅野敏弘君は清野敏弘君の誤りでした。ここに訂正して、深くお詫びいたします。

### おもな内容

- ・この冬の除雪計画 ②～③
- ・老人保険法施行について ④
- ・予算の執行状況(9月末現在)⑤
- ・年末・年始の交通事故防止⑥～⑦
- ・出合い頭事故に十分注意を ⑧
- ・設備資金の借入申込み受付中⑩
- ・最低賃金が改正されました ⑩
- ・麻疹の予防接種を実施します⑫

### 村民憲章

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう

一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう

一、わたくしたちは、伝統を生きかし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう

(昭和五十六年八月八日制定)

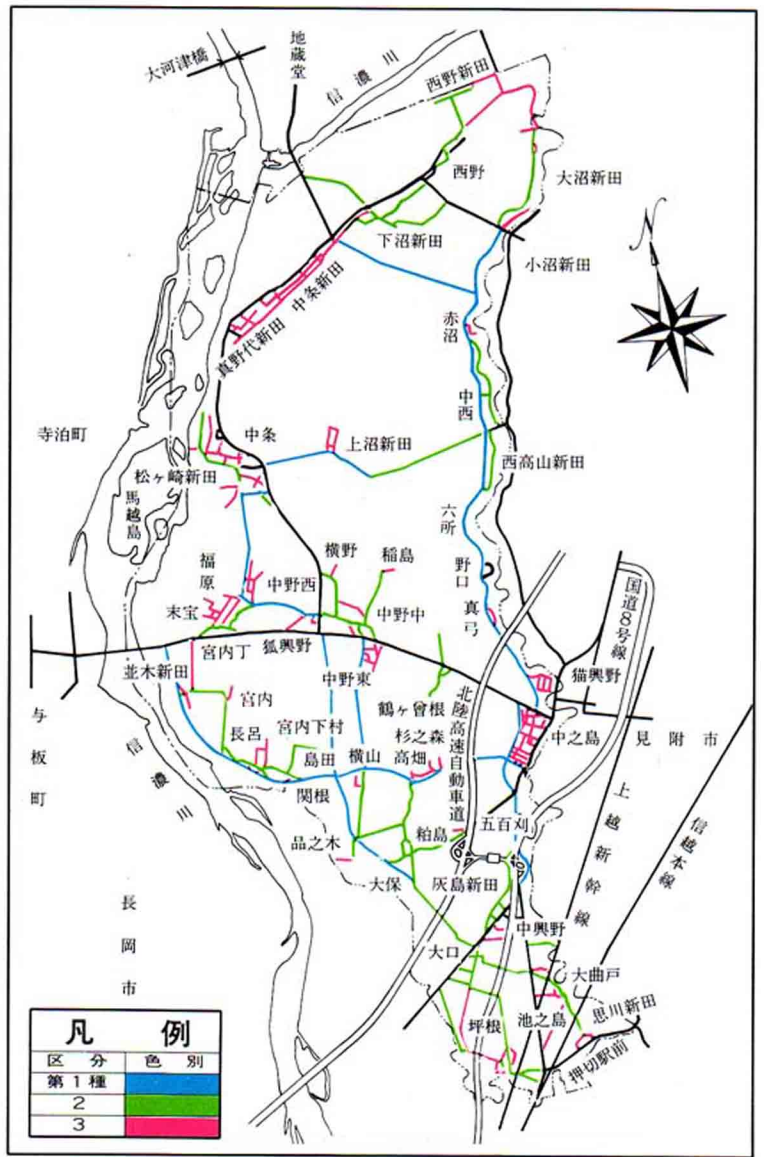
心配ごと相談(行政・人生相談も含む)

- 毎週火曜日 午後1時～4時
- 中之島村公民館

### この冬の除雪計画

# お互いの協力でお互いの協力で 快適な冬の道を

今年もまた、本格的な雪の季節となりました。村では、みなさんの生活道路と交通を確保するため十二月六日に除雪会議を開催、綿密な除雪計画を立てて、白魔襲来に万全を期す体制を整えています。そこで、その概要と特にご協力をいただきたいことや、注意してほしいことをまとめてみました。お互いの協力、快適な冬の道を確保しましょう。



## 計画の概要

上図を見てください。これはこの冬の村道の除雪計画路線図です。除雪計画では、総延長八十九・四キロ(百五十六路線)を通勤、通学、そのほか利用度や必要に応じて、つぎのような三区に分けて除雪します。また、より細かな除雪をめざすため、村内十三業者から除雪機械を借り上げ、作業を進めます。

《第一種除雪》  
一車線四・〇(百五・〇)の巾員確保を原則とし、異状降雪以外は常時交通を確保する。(総延長二十一・八キロ)

《第二種除雪》  
一車線三・五(百四・〇)の巾員確保を原則とするが、状況によっては待避所を設けるものとする。(総延長三十六・六キロ)

《第三種除雪》  
小型車交通の巾員(一車線三・〇(百三・五))を確保するよう努めるが、状況によっては一時交通止になってもやむを得ないものとする。(総延長三十キロ)

## 冬期間の駐車禁止区域

冬期間における村内主要道路の交通を確保するため、つぎの区間が十二月一日から来年三月三十一日までの冬期間、駐車禁止区間に定められました。この駐車禁止は、県公安委員会の告示により実施されるもので、違反車は取り締まりの対象となりますからご注意ください。

■**県道中野三条線**  
①中条入口から宮村(中条バイパス全線)までの一・七キロ。  
②真野代入口から満州屋商店前までの一・六キロ。

■**満州屋商店前**から西野入口までの一・四キロ。  
■**村道中之島大沼線**(通称四間道路)までの六・七キロ。



## 車の路上駐車を絶対しないこと

なんとといっても、車の路上放置がいちばん除雪作業を妨げます。作業は早朝か夜間が多いため、持ち主を探すこともできず、除雪車はその先の除雪ができなくなります。また、このような路上放置の車に損害を与えても補償はいたしません。万一、吹きだまりに引っ込んだり、故障して動けな



## 雪おろしは一斉に



屋根の雪おろしが必要になったときに、やむを得ず路上におろす場合は、交通の支障にならないよう手際よく道路外へかたづけしてください。もし、そのまま放置されるような場合は、その路線の除雪はいたしませんのでご了承ください。また、雪おろしはと近所がいつしよにおろすようにしてください。

## 長尺物などで目印を

消火栓やへいなどの位置は、わかりやすいよう長尺物に赤い布きれ、または立札などで目印を……。また、バス停の表示標などは歩道か路側に寄せ、除雪に支障



## 除雪機械には近寄らないで

除雪作業中の機械に接近することは、非常に危険ですから近寄らないでください。特に子どもさんは……。

## その他

●除雪は、全部機械で押し分けの方法(中之島地域は消雪パイプ)です。みなさんの出入口、道路などをふさぐことが多いと思いますが、それぞれみなさんで確保されるようお願いいたします。

●また、除雪で田や畑などに入った砂利などについても、村としては補償しかねますので、地元のみなさんご協力をお願いいたします。

●降雪のため、竹や樹木などが、道路内にたれさがる事が往々にして見受けられます。これらは、除雪や交通の障害になりますので、早急に地元や各位で処置してください。また、「支え」や「けた」が、道路上にはみ出さないようにしてください。

●除雪作業は早朝か、夜間が多いため、作業による騒音について、ご迷惑をおかけする事が多いと思いますが、ご理解

ご協力をお願いします。除雪後の残雪を、車道に投棄しないよう、特にご協力をお願いします。

村では、お金も機械力も年ごとに充実しています。しかし、住んでいる人が村という団体を自分たちの共有物、共同社会であるという認識が高まらない限り、満足する雪国改造は決まれません。失われつつある昨今の住民意識・自治意識を、これからの冬期生活に発揮し、お互いの協力で、快適な明るい雪国の生活を築きましょう。

一般会計予算の歳出執行状況

| 区分       | 予算額       | 支出済額    | 支出割合 |
|----------|-----------|---------|------|
| 1.議会費    | 53,087    | 25,648  | 48.3 |
| 2.総務費    | 261,055   | 121,839 | 46.7 |
| 3.民生費    | 323,862   | 155,534 | 48.0 |
| 4.衛生費    | 114,454   | 66,778  | 58.3 |
| 5.農林水産業費 | 190,074   | 43,419  | 22.8 |
| 6.商工費    | 46,293    | 31,647  | 68.4 |
| 7.土木費    | 464,919   | 177,929 | 38.3 |
| 8.消防費    | 96,952    | 61,258  | 63.2 |
| 9.教育費    | 284,510   | 117,773 | 41.4 |
| 10.公債費   | 195,235   | 88,712  | 45.3 |
| 11.予備費   | 800       | 0       | 0    |
| 歳出合計     | 2,031,241 | 890,537 | 43.8 |

国保特別会計予算の歳出執行状況

| 区分      | 予算額     | 支出済額    | 支出割合 |
|---------|---------|---------|------|
| 1.総務費   | 17,699  | 7,883   | 44.5 |
| 2.保険給付費 | 515,268 | 170,089 | 33.0 |
| 3.保健施設費 | 211     | 120     | 75.8 |
| 4.基金積立金 | 2,888   | 200     | 6.9  |
| 5.公債費   | 1       | 0       | 0    |
| 6.諸支出金  | 402     | 56      | 13.9 |
| 7.予備費   | 15,226  | 0       | 0    |
| 歳出合計    | 551,695 | 178,348 | 32.3 |

ただいま工事中

| 場所  | 工事名             | 工事費(万円) | 工事業者名   | 完了予定日   |
|-----|-----------------|---------|---------|---------|
| 中之島 | 第8号支線下水道(第2次)工事 | 127     | 室橋組     | 58.1.12 |
| 中条  | 道路改良工事          | 550     | ㈱第一和光産業 | 58.3.23 |
| 狐興野 | 道路改良(2次)工事      | 335     | ㈱宝建設    | 58.2.6  |
| 赤沼  | (第2次)道路改良工事     | 440     | 新興建設㈱   | 58.3.23 |
| 中興野 | 道路改良工事          | 585     | ㈱佐藤組    | 58.3.23 |

水道の濁りについてお願い

停電のため、次により青木浄水場の送・配水ポンプを停止しますので、地域によってはしばらくの間、水が濁ることがあります。ご使用の際は、十分注意してください。

■停止日/昭和58年1月14日(金) 午前10時~12時

■連絡先/青木浄水場 (☎02586(6)3294)

見附市ガス水道課(☎02586(2)1700)

### 昭和五十七年度 予算の執行状況(九月底日現在)

中之島村公示第六十九号

#### 一般会計

昭和三十七年度一般会計の当初予算十九億三千七百七十五万二千円については、広報なかのしま三月号でくわしくお知らせしましたが、今回は九月底日現在における、昭和三十七年度予算の執行状況についてお知らせします。

当初予算はその後、農業振興費、道路新設改良費等を中心として、九千九百四十八万九千円の追加補正を行い、九月底日に

昭和三十七年度一般会計の当初予算十九億三千七百七十五万二千円については、広報なかのしま三月号でくわしくお知らせしましたが、今回は九月底日現在における、昭和三十七年度予算の執行状況についてお知らせします。

昭和三十七年度一般会計の当初予算十九億三千七百七十五万二千円については、広報なかのしま三月号でくわしくお知らせしましたが、今回は九月底日現在における、昭和三十七年度予算の執行状況についてお知らせします。

#### 国保特別会計

昭和三十七年度国民健康保険特別会計は、当初予算五億五千二百七十七万八千円により運営を行ってまいりましたが、その後、一般管理費において百八万三千円の減額補正を行い、九月底日現在における予算総額は、五億五千六百九十九万五千円となりました。

国保特別会計における九月底日現在の収入・支出状況は

【収入】 二億六千五百七十四万九千円

【支出】 一億七千八百三十四万八千円で、差し引き八千七百四十万一千円の現在高となっております。

一般会計と同様、資金繰りは順調に行われており、財源の確保に努め健全財政の維持を図ってまいります。

昭和58年2月1日から 老人保健法施行

昭和五十八年二月一日から、七十才(寝たきりの人は六十五才)以上のすべてのお年寄りは、新しく生まれた老人保健法により、老人保健でお医者さんにかかることとなります。

老人保健法の考え方

昭和四十八年に創設された老人医療費公費負担制度により、老人の方々は費用の心配なく、医療を受けられるようになりました。その反面、この制度はやもすると健康に対する自覚を弱め、無料のための行き過ぎた受診を招いているとの指摘もされています。また、病気になる前の対策にかたり、予防から機能訓練に至る、保健サービスの一貫性に欠けているという指摘もなされています。

を踏まえ、また、目の前に控えている高齢化社会にも対応できるように、期待を担って生まれた法律です。

そして、「自分の健康は自分で守る」という意識を老人に持ってもらう、壮年期からの健康づくりと適切な医療を確保するということも、この法律の一つの考え方になっています。

新しく生まれた老人保健法は、来年二月から施行されます。

新しい老人医療制度

1、健康手帳が交付される人  
新たに村から健康手帳が七十才以上の人と、六十五才以上七十才未満の寝たきりなどの状態にある人に交付されます。

いままでは診療を受ける際、医療機関の窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示しましたが、これからは村から交付された「健康手帳」と「保険証」を提示して診療を受けられます。

2、医療を受けられる人  
村内在住の七十才以上の人と、六十五才以上七十才未満の人で特定の障害があり、村長から認定を受けた人が対象です。

また、いままでの老人医療費支給制度は、老人やその家族の所得が一定額以上あるときは対象となりませんでした。これ



からは所得に関係なく、すべての老人が老人保健で医療を受けます。被用者保険(社会保険等)の本人も対象となります。

3、一部負担金  
いままでは老人医療費支給制度により、老人の医療費は無料でしたが、これからは、外来患者は一ヶ月に四百円を、入院時には二ヶ月を限度に一日三百円を、一部負担金として医療機関の窓口で支払うこととなります。

(初診・再診を問わず、月の最初の診療日に支払い)

※この一部負担金が導入された趣旨の一つは、老人に「自分の健康は自分でつくる」という健康管理に対する自覚を強めてもらうこと、もう一つは公平な費用負担ということ。例えば、老人の医療費を能力に応じて負担している、若い働き手の場合初診料八百円を、入院すれば一日五百円(一ヶ月間)を負担しています。また、国民健康保険の場合は、三割の自己負担があります。これらのことを考慮して、老人が医療サービスを受けた際には、実際にかかった費用のごく一部を、無理のない程度に負担していただくものになったのです。



十二月六日の朝は、あたり一面真っ白。昨年より、約一ヶ月遅い初雪(昨年は十一月八日)でした。

カメラ散歩



火災から老人を守ろうと、今月十七日中条駐在所管内の老人だけの世帯を対象に、与板郷消防署・駐在所・地元民生委員が参加して、防火診断を初めて実施しました。



去る、十一月三十日開催の新潟県農業者年金大会で、農業者年金の加入促進に貢献した中之島村農業委員会に、感謝状が送られました。

11月30日、中之島大学では食生活改善推進協議会の協力を得て、お年寄り向き食事の試食会を開催。一緒に試食を囲みながら、作る側の苦心や配慮、食べる側の要望などを話し合い、楽しいひとときを過ごしていました。



# 交通安全は「ゆとり」と思いやりの心から

なんとなく気ぜわしい年末・年始を迎え、ややもすると、わたしたちは「心のゆとり」を見失いがちです。交通事故防止——ドライバーにとっても、歩行者にとっても大切なのは「心のゆとり」と、お互いに相手の立場を尊重する「思いやりの心」です。年末から年始にかけての交通事故を防止するためにも「ゆとり」と思いやりの心をもって、安全運転・安全走行を心掛きましょう。

## スピードの出し過ぎは「自殺行為」

最近の交通事故死亡原因のなかで目立つのは、制限速度を超えた、スピードの出し過ぎによる事故が大幅に増えていることです。そもそも、自動車の制限速度



▲若者三名が死亡した  
三月二十一日の事故

## 飲酒運転防止は「三ない運動」の実践から

年末から年始にかけては「忘年会」や「新年会」などがあり、何かとお酒を飲む機会も多くなります。この時期、ドライバーの方に特に注意してもらいたい



のが飲酒運転による事故です。お酒を飲むと、自分では酔っていないと思っても、感覚は麻痺し、素早い判断や行動ができなくなります。

具体的には、前方の人や車の確認が遅れたり、見落とししたりするほか、気が大きくなり危険を危険とも思わなくなってしまうなど、常に不安定な心理状態になります。つまり飲酒運転は、交通事故と背中合わせになっているのです。

飲酒運転の防止には、ドライバー自身が気を付けるだけでなく、家族、地域、職場ぐるみの注意も必要です。そこで、ぜひ次の「三ない運動」を実践してください。

- ▽飲んだら乗らない
  - ▽乗るなら飲まない
  - ▽乗るなら飲ませない
- また、酒類を提供する飲食店経営者の方は、車で来ているお客さんには十分配慮し、酒類は絶対に出さないとか、お酒を飲

## 1,000日運動 255日でストップ

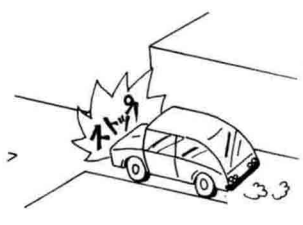
—出合い頭事故に十分注意を—

最近村内では、交差点における出合い頭事故が多発し、

今年十月には出合い頭事故により、とうとう痛ましい死亡事故が発生してしまいました。すでに「交通死亡事故速報」

等でご承知のとおり、十二月十日午前十一時頃、横山地区の農道と県道の交差点で、生コン車とバイクが衝突し、バイクに乗っていた村内の七十歳の老人が犠牲となった、死亡事故がそれです。

また、このような重大事故にならないまでも、今年八月に供用を開始した街路中之島線と村道中通線の交差点で、すでに二件の出合い頭事故が発生しています。



運転者はもちろんのこと、歩行者・自転車乗りの方も交通ルールをよく守り、村内から悲惨な交通事故が発生しないよう、一層の交通安全をお願いします。

しかし、十二月二十二日開催の緊急交通安全対策会議で、これにくじけることなく、死亡事故の発生した翌日(十一日)から、また新たに「交通死亡事故0・目標一、〇〇〇日運動」の出發を申し合わせました。

なお、この死亡事故の発生により、今年三月三十日中之島村交通安全対策協議会総会の席上宣言しました「交通死亡事故0・目標一、〇〇〇日運動」も、二五日をもってストップしました。

規制がかかっている交差点はもちろんのこと、規制のかかっていない交差点でも、キチンと左右の安全を確かめ、出合い頭事故に遭わないよう、また起こさないように十分注意して通行しましょう。

## 冬のドライバーの心がまえ

### ■出発前に道路情報を確かめよう

冬の天気は変わりやすく、降雪により、通行止めになることもしばしば……。そして、雪道では思いがけない事故やトラブルが起こることがあります。出発前に、最新の道路情報を確認しましょう。

■車の点検は入念に  
タイヤチェーンを忘れずに  
雪道でのエンジントラブル、ガス欠は致命的です。必ず不凍液・バッテリー・燃料の点検をしましょう。また、タイヤチェーンを忘れずに……。



■道路情報板の表示に注意しよう  
冬の道路・気象状況は刻々と変化します。道路情報板で確かめながら、安全運転に心

### ■雪道では早めにタイヤチェーンを付けよう

スリップ事故の多いのが雪道の特徴です。事故を未然に防ぐためにも、タイヤチェーンは早めに取り付けましょう。

■ダブルタイヤにはダブルタイヤチェーンをダブルタイヤにシングルチェーンを巻いても、スリップしやすく危険です。ダブルタイヤには、必ずダブルタイヤチェーンを付けましょう。

■車の放置はみんなの迷惑  
ただでさえ寒い雪道……。車を放置すると除雪作業ができなくなり、交通止めに なってしまいます。十分気をつけましょう。

## 安全運転の励行は「ゆとり」から

ベスト・ドライバーの条件とは、走行中、特に先を急いでいるようなときでも、はやる気持ちを抑えて運転できることだと言われます。

年末のあわただしさのなかで、時間に追われての運転中、ついほかのことを考えたり、わき見運転するのは大変危険です。ちよつとした心のスキが重大事故を招きます。

## 歩行者の安全な横断は自らの手で

歩行者も、年末になると気分的にあわただしくなり、つい先を急ぐ気持ちから、いきなり道路に飛び出したり、無理な横断をしたりする光景が目につきます。

しかし、車は急に止まれません。急ブレーキを踏んでから車が止まれるまでの距離はというと、時速六十キロで約六十メートル必要です。また、時速六十

## 冬の交通事故防止運動展開中

### スピードブレーキ冬の道



- ① 飲酒運転などの交通三悪の一掃
- ② スリップ事故の防止
- ③ 踏切事故の防止
- ④ 歩行者・自転車利用者の事故防止

12月11日(土)～58年1月10日(月)

# 税務課の年末調整

大部分のサラリーマンの所得税は、その年の最後に支給を受ける給料やボーナスの源泉徴収税額を計算する際、一年間の税

## 税務コーナー

額が年末調整によって精算されています。ところで、年末調整が済んでから、保険料控除申告書の提出漏れに気づいたり、その年に支払った保険料が増加した方や、十二月三十一日までの間に結婚したり、子どもが生まれたたりした方は、年末調整のやり直し(再年末調整)を勤務先でもらうことができます。この制度は、還付を受けるための確定申告書を税務署に提出することなく、還付が受けられる便利な制度です。なお、この年末調整のやり直



し期間は、一月三十一日までです。くわしくは、最寄りの税務署・税務相談室(☎035-135-5511)または役場税務課へお尋ねください。

# 公給領収証を受け取りましょう

公給領収証は脱税の防止と税の公平な負担を適するため、バール、料理店等免税点の適用のない店舗はもちろん、免税点の適用を受ける旅館、飲食店などにおいても免税点を超える利用があった場合は、代金と引き換えに公給領収証を必ず渡さなければなりません。▼料理飲食等消費税の税率は、一人一回の遊興、飲食、宿泊などの料金の10%です。ただし

この料金には自動車代、電話代、タバコ代などの立替金は含まれません。▼税がかかる場合は、必ず公給領収証を受け取りましょう。公給領収証を受け取ることによって、正しい納税につながり、明朗会計にも役立ちます。

| 区分    | 免税点    | 改正後の免税点 |
|-------|--------|---------|
| 料理店   | なし     | なし      |
| バーなど  | なし     | なし      |
| 旅館    | 4,000円 | 5,000円  |
| ホテル   | 4,000円 | 5,000円  |
| 飲食店   | 2,000円 | 2,500円  |
| 喫茶店など | 2,000円 | 2,500円  |
| 仕出し   | 2,000円 | 2,900円  |
| 出前    | 2,000円 | 2,900円  |

(単位:一人一回一人前)

公給領収証の完全交付・受領強調期間  
昭和五十七年十二月十日〜昭和五十八年一月九日

# 製造業のみなさん 工業統計調査にご協力を

製造業のみなさん、通商産業省では昭和五十七年十一月三十一日現在で、昭和五十七年工業統計調査を実施します。この調査は、製造業を営む事業所を対象として、製造品の出荷額、原材料使用額、従業者数、有形固定資産額などを調査し、工業活動の実態を明らかにすることを目的としています。この統計調査の結果は、わが国工業の実態を把握することに役立つとともに、各種行政施策の立案・計画および国民所得統計、指数などの基礎資料として広く利用されているほか、みなさんが各種製品の生産、販売計

画を立てる場合の参考になるなど、生活と深い関係があります。また、工業統計調査と同時に、エネルギー消費構造統計調査も実施されます。この調査は昭和五十五年から始められたもので、従業者三十人以上の事業所(商業・鉱業・製造業)を対象として、エネルギー消費の産業別、規模別、地域別構成をとらえることを目的としています。そして、この調査結果は省エネルギーの推進、石油などエネルギー資源の安定供給の確保、代替エネルギーの開発・導入の促進など、各種の施策策定のための基礎資料として、広く活用

調査をお願いする製造事業所には、調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。記載された内容については、統計法により統計以外の目的には使用されませんので、ありのままを記入してください。なお、本村の調査員は次の方です。(氏名(住所)/調査区) ● 藤沢 実(下沼新田)/猫興野、野口、真弓、信条、西所、三沼地区 ● 山崎定太(中条中)/鶴ヶ曾根、中条、中野地区 ● 石橋亮助(中之島第二)/中之島第一、第七、五百刈、稲島、上通、中通地区

# 献眼にご協力を

美しい瞳をもちながら、その瞳の一部分の障害により光と希望を失い、そしてなによりも心の扉のとざされた人たちがたくさんいます。この人たちに「愛と光を」という趣旨のもとに、昭和42年2月新潟眼科銀行が設立されました。

アイバンクでは眼科医、地域団体などの協力により献眼登録、眼球あっせんなどを行っております。光から見放されてきた目の不自由な人たちが、一日も早く心の扉を開き、明るい光・希望の光をとりもどすことができますよう、献眼運動にみなさまからの暖かいご協力をお願いいたします。くわしいことについては、役場保健衛生課か(財)新潟眼科銀行(新潟市学校町通一番町602 新潟県衛生部公衆衛生課内 ☎0252-23-5511)へお問い合わせください。

《眼球提供登録および献眼の状況》  
(昭和57年3月31日現在)

| 区分 | 眼球提供登録者数 | 献眼者数 | 角膜移植者数 |
|----|----------|------|--------|
| 男  | 1,736人   | 92人  | 164人   |
| 女  | 1,559    | 55   | 77     |
| 計  | 3,295    | 147  | 241    |

## 家屋の取りくずしなどが あった場合は届出を!

住宅や作業所・車庫などを取りくずしたり、新築や増築あるいは改築された方は、税務課固定資産税係まで届出てください。くわしいことは係へ連絡を。

税務課 固定資産税係

## 年金コーナー 国民年金保険料は所得額から控除されます

納めた場合は四、八〇〇円) ※定額保険料と付加保険料をあわせて、一年間まるまる納めた人の場合は六五、二八〇円。 ③その他の保険料 五十七年一月から十一月の間に未納保険料、前納保険料や追納保険料などを納めた人で、保険料額がわからない人は、役場の住民福祉課国民年金係にお尋ねください。

## あなたも 検察審査員に 選ばれます

この制度は、窃盗・詐欺・暴力・交通事故等の犯罪が起きて犯人がつかまっても、検察官が証拠不十分等の理由で、その者を裁判にかけず不起訴処分にした場合、この処分に対する不満のある人から検察官の処分が正しいかどうかを審査する制度です。 検察審査会は、全国の地方裁判所と主な地方裁判所の支部の所在地二〇七ヶ所に置かれ、その地域内の市町村の選挙人名簿からクジで選ばれた十一人の審査員が、民間人を代表し、住民としての健全な常識(法律などの特別な知識は必要ありません)に従って、その仕事にあたるものです。 この審査会で審査した結果、当初の不起訴処分がくつがえされ、改めて起訴された例は少なくありません。 あなたが検察審査員に選ばれたときには、審査の役割を理解され、進んでこの務めを果たされるようお願いいたします。 なお、不起訴処分に対する不満をお持ちの方や、検察審査員制度についてくわしくお知りになりたい方は、お気軽に左記にご相談ください。 長岡市三和三丁目九番地二八 裁判所構内 長岡検察審査会事務局 ☎0258-351-2141

## 求人情報のご案内

長岡職業安定所及び三条職業安定所より、十一月二十六日から十二月二十日受け付け分・男子七十七件、女子八十四件の求人情報が届いています。これらの内容など詳しいことにつきましては、各職業安定所または役場産業課商工係にお問い合わせください。

- 長岡職業安定所 ☎0258-321-1181
- 三条職業安定所 ☎0256-381-5431
- 役場産業課商工係 ☎0258-200-2(内線四四番)



**趣 旨**  
書、画、写真、工芸などの創作作品の展示と鑑賞の機会を提供し、村民の豊かな情操を養い文化活動の振興を図る。

**主 催**  
中之島村教育委員会・中之島村公民館

**期 間**  
昭和58年2月18日(金)から2月22日(火)まで

**会 場**  
中之島村公民館

**種 目**  
書道(色紙短冊を含む)、日本画(色紙短冊を含む)、洋画、写真、工芸(たこ、はり絵、和紙人形)

## 第9回 村民作品展

村民のみなさん、ふるって出品してください

**彫刻、彫塑など)**  
●規定  
①一般の部  
▽額もの(洋画、日本画、書道など) / 60号までの大きさとし、各種目とも一人2点以内とする。  
▽軸もの(書道、日本画など) / 全紙までの大きさとし、一人2点以内とする。なお、表装は仮巻以上の表装及び額装とする。  
▽写真 / 半切(32cm×43cm)までの大きさとし、一人2点以内で額入れ又はパネルとする。  
▽工芸 / 大きさは自由とするが一人4点以内。ただし、これより大きいもの、特に大きいものなどについては事務局に連絡すること。  
②小・中学生の部  
▽書道(課題は小・中学生別に指定する) / 書初め・短冊及びB4版とする。  
▽日本画、洋画、ドライポイントなど / 全紙(43cm×53cm)までの大きさとし、画題は自由とする。  
▽その他の作品 / 一般の部の規定に準じる。

彫刻、彫塑など)

●規定

①一般の部

▽額もの(洋画、日本画、書道など) / 60号までの大きさとし、各種目とも一人2点以内とする。

▽軸もの(書道、日本画など) / 全紙までの大きさとし、一人2点以内とする。なお、表装は仮巻以上の表装及び額装とする。

▽写真 / 半切(32cm×43cm)までの大きさとし、一人2点以内で額入れ又はパネルとする。

▽工芸 / 大きさは自由とするが一人4点以内。ただし、これより大きいもの、特に大きいものなどについては事務局に連絡すること。

②小・中学生の部  
▽書道(課題は小・中学生別に指定する) / 書初め・短冊及びB4版とする。

▽日本画、洋画、ドライポイントなど / 全紙(43cm×53cm)までの大きさとし、画題は自由とする。  
▽その他の作品 / 一般の部の規定に準じる。

## 休日在宅当番医のお知らせ

1月から2月上旬の休日在宅当番医は下表のとおりです。内、外科とも原則的には午前9時から午後5時までです。その時間内に受診してください。時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場に確かめてから受診してください。

| 〈内科〉 |         |         | 〈外科〉  |         |  |
|------|---------|---------|-------|---------|--|
| 日/月  | 医院名     | 電話番号    | 医院名   | 電話番号    |  |
| 1/1  | 富田医院    | (6)2226 | 寺師医院  | (2)0137 |  |
| 2    | 星野(西)医院 | (2)0998 | 石川医院  | (6)2140 |  |
| 3    | 山喜医院    | (2)0646 | 佐々木医院 | (2)2357 |  |
| 9    | 星野(南)医院 | (6)2103 | 岩崎医院  | (2)1122 |  |
| 15   | 内島医院    | (6)2446 | 金井医院  | (2)0116 |  |
| 16   | 山谷医院    | (2)0371 | 寺師医院  | (2)0137 |  |
| 23   | 霜鳥医院    | (2)0579 | 石川医院  | (6)2140 |  |
| 30   | 小林医院    | (2)0562 | 佐々木医院 | (2)2357 |  |
| △    | 堀 医院    | (6)2133 | 岩崎医院  | (2)1122 |  |

◆照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002  
◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

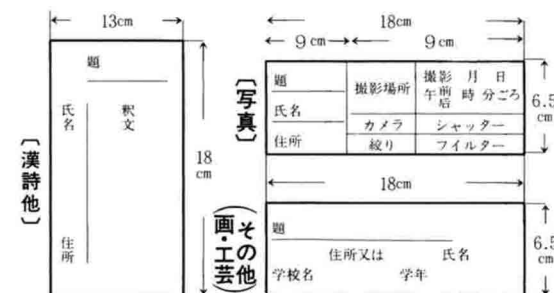
**特別作品**  
昭和57年3月から昭和58年1月までに、各地で開催された作品展で、村民の入選作についての「特別出品コーナー」を設けますので協力ください。

**製作期間**  
昭和57年3月から昭和58年2月までに、製作した作品であること。

**その他**  
(1)作品の搬入は2月7日から2月10日まで、搬出は2月23日午後1時から出品者が行う。  
(2)出品作品には氏名、住所を明記する。(様式は下図の通り)

(3)出品作品についての表彰はない。  
(4)出品作品が会場の展示能力を超えた場合には先着順とする。  
(5)展示中の作品は、主催者において管理するが、不可抗力による損害については責任を負わない。  
(6)搬入日まで作品の完成しない人は、申込書のみを早めに提出する。  
(7)その他不明な点については、中之島村公民館 ☎02586-3242へお問い合わせください。

《出品作品に添付する用紙の様式》



大竹邸記念館開館日

●毎月第1・第3金曜日  
●午前10時～午後3時

## 設備資金を利用される中小企業者の方へ

県では、設備の近代化・合理化等を計画されている中小企業者に対し、次の無利子または低利の設備資金の貸付制度を実施しています。現在、第2次募集中ですので借入れを希望される方は、早めに役場産業課商工係へ申し込みください。

### ◎貸付金の種類

| 名 称          | 限 度 額                           | 利率    | 償 還 方 法                |
|--------------|---------------------------------|-------|------------------------|
| 中小企業設備近代化資金  | 所要資金の1/2(1,500万円)以内             | 無利子   | 1年据置4年均等(公害防止設備は11年均等) |
| 中小企業設備合理化資金  | 組合共同施設<br>所要資金の1/2(1,200万円)以内   | 年4.8% | 1年据置6年均等               |
|              | 企業合理化<br>" (900万円)以内            | "     | 1年据置4年均等               |
| 中小企業事業転換設備資金 | " (1,000万円)以内                   | "     | 2年据置5年均等               |
| 中小商業近代化資金    | 組合共同施設<br>共同店舗<br>" (1,000万円)以内 | "     | 1年据置6年均等               |
|              | 店舗改装<br>" (450万円)以内             | "     | 1年据置4年均等               |

◎申込期限 / 貸付枠に達した時点で締め切りますので、早めに申し込みください。

◎問い合わせ先 / 役場産業課商工係、商工会または県商工労働部商工企画課 ☎0252-23-5511・内線3263

## 省エネルギー指導車による巡回技術指導を実施しています

県では、中小企業の省エネルギー対策を推進するため、昨年、省エネルギー指導車を購入し、巡回技術指導を実施しています。が、それを活用されることもおすすめています。

生産現場を巡回し、その実態に即応して指導しエネルギー使用の改善にあたり、省エネルギー技術の向上と企業経営の合理化に資することを目的とします。

■指導対象 / 県内中小企業の工場、事業所等。  
■指導時期 / 年間随時  
■指導内容 / エネルギーの管理体制、受電設備、電力の効率

的使用、重油・ガスの効率的燃焼、ボイラーの効率的運転、ドレンの回収、廃熱利用などのほか、希望により代替エネルギー設備の導入相談や経営面の相談等にも応じます。

■指導体制 / 県工業技術センター、試験場、中小企業指導班の職員及びエネルギー技術の専門家、指導班を編成して指導に当たります。

■指導費用 / 無料  
■指導の申込み及び照会先 / 役場産業課商工係

## 新潟県の最低賃金が改正されました

県下のすべての労働者に適用される新潟県最低賃金は  
一般労働者 1日3,053円・時間給労働者 1時間382円  
効力発生日…57年10月10日

**食品製造業**  
1日……………3,360円  
時間給労働者については1時間420円  
ただし、手作業による洗びん、包装・箱詰め、魚介類の内臓取り出し若しくは殻出し、又はレットルはり、清掃、片付け、脂いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、新潟県最低賃金の3,053円(時給者382円)を適用。  
効力発生日=57年12月6日

**出版・印刷・同関連産業**  
(速記・筆耕・複写業を含む)  
1日……………3,528円  
時間給労働者については1時間441円  
ただし、次にかける労働者については1日……………3,192円  
時間給労働者については1時間399円  
①雇入れ後6月未満の技術習得中の者。  
②印刷物の整理、はさみ込み、封筒入れ、帯封、清掃、片付け、脂いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。  
効力発生日=57年12月6日



**卸売業・小売業**  
1日……………3,280円  
時間給労働者については1時間410円  
ただし、①飲食店②清掃・片付け・脂いの業務に主として従事する者については新潟県最低賃金の3,053円(時給者382円)を適用。  
効力発生日=57年12月6日

民俗資料館開館日

○毎月5日・15日・25日  
○午前9時～午後4時

## こんなときは必ず届出を

●14日以内に●

| 国保をやめる場合  |   | 国保にはいる場合   |                       |
|---|---|--|-----------------------|
| 届出をしなければならない場合  | 持参するもの                                    | 届出をしなければならない場合   | 持参するもの                |
| 職場の健康保険にはいったとき<br>   | 印かん<br>両方の保険証<br>(職場の保険証が未交付のときは、証明できるもの) | 職場等の健康保険をやめたとき<br> | 印かん<br>職場の健康保険をやめた証明書 |
| 転出するとき<br>           | 印かん<br>保険証                                | 転入してきたとき<br>       | 印かん                   |
| 死亡したとき<br>           | 印かん<br>保険証<br>死亡を証明するもの                   | 子供が生まれたとき<br>      | 印かん<br>母子手帳<br>保険証    |
| 生活保護を受けるようになったとき<br> | 印かん<br>保険証<br>保護決定通知書                     | 生活保護を受けなくなったとき<br> | 印かん<br>保護廃止通知書        |

### 国民健康保険入選標語

健康づくりの輪を広げよう 家から街へ

医者 くすり 頼り過ぎからなる病気

### 医療費節約を考えましょう

| 年度   | 1人当たり医療費 | 前年と比べたのび率 |
|------|----------|-----------|
| 52年度 | 70,154円  | —         |
| 53年度 | 75,426円  | 1.07倍     |
| 54年度 | 84,705円  | 1.12倍     |
| 55年度 | 97,493円  | 1.15倍     |
| 56年度 | 103,577円 | 1.06倍     |

医療費が5年間に50%近く伸びています。

56年度では1人当たりの医療費が10万円を超えました。医療費が増えると、みなさんが負担する保険料も増えることになります。医療費節約のために次のようなことを心がけましょう。

- 深夜・休日・時間外受診はできるだけさげましょう。
- お医者さんのハシゴ受診や薬のムダをなくしましょう。
- 病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。

### 国保の手続きがおくれた場合

- 加入の届出がおけると  
国保に加入しなければならないのに、届出がおけると保険税をさかのぼってとられたり、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。
- やめる届出がおけると  
国保の資格がなくなったのに届出がおけると、保険証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受ける人があります。このようなときは、市町村で負担した医療費(かかった費用の7割分)は、あとで返していただくこととなりますので、ご注意ください。

## 報 告 なかのしま 広 国保だより

中之島村役場  
保健衛生課

### 高額療養費自己負担分 一月診療分より五万一千円

高額療養費の自己負担の限度額が昭和五十八年一月一日から引き上げられることになりました。  
今まで、私たちがお医者さんにかかったとき、医療費の自己負担分として、一人、一カ月、(一つの病院、診療所に)四万五千円以上を支払った場合は、四万五千円を超えた分は全額、国民健康保険から払いもどされることになっていました。  
一月一日から、この自己負担分の限度額が五万一千円に引き上げられます。  
ただし、低所得者(住民税非課税世帯)については三万九千円に据え置かれます。



### 国民健康保険入選標語

保険税 あげるもさげるも君しだい

国保税 明るいわが家の健康貯蓄

### 高額療養費受領委任払 制度をご利用ください

国保では、左記病院について、高額療養費受領委任払制度の協定を結んでおりまのでご利用ください。

この制度は、自己負担限度額を超えた分の受け取りを、病院に委任するというものですから、病院の窓口へは自己負担分の五万一千円を支払いするだけですみます。

《手続き》

① 病院に「受領委任払」の申し出をして、病院の同意を得る。

② 高額療養費受領委任払承認申請書及び支給申請書を病院からもらい、必要事項記入の上役場へ提出して、村長の承認を得る。

※協定病院以外の入院で、お困りの方は高額療養費貸付制度がありますので、ご利用ください。

### 受領委任払できる協定病院

| 病院所在地  | 病 院 名        | 病院所在地   | 病 院 名      |
|--------|--------------|---------|------------|
| 新潟市川岸町 | 県立ガンセンター新潟病院 | 長岡市寿    | 県立療養所悠久荘   |
| 長岡市日赤町 | 長岡赤十字病院      | 三條市三ノ町  | 三之町病院      |
| 福 住    | 中央総合病院       | 一ノ木戸    | 三條総合病院     |
| 神田町    | 立川総合病院       | 本 町     | 済生会三條病院    |
| 長 町    | 吉田外科病院       | 田 島     | 富永草野整形外科病院 |
| 宮 内    | 宮内病院         | 見附市本 町  | 寺師医院       |
| 宮 内    | 長岡保養園        | 西蒲原郡吉田町 | 県立吉田病院     |
| 深沢町    | 田宮病院         |         |            |